

大個審答申第 78 号
平成 27 年 11 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 赤津 加奈美

大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 26 年 8 月 26 日付け大総務第 e-181 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市消防長（以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 4 月 22 日付け大消救第 68 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、非開示とした部分を開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 26 年 4 月 9 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 2 項に基づき、実施機関に対し、「特定日の審査請求人の子の救急搬送記録 その他当日の状況がわかる書類」を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「審査請求人の子に係る特定日の救急活動記録」に記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、初診時傷病名及び引継医師氏名を非開示とする理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 19 条第 2 号に該当

（説明）

引継医師氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

初診時傷病名、引継医師氏名は、救急業務遂行上必要な情報であって、医師等と実施機関との信頼関係に基づき提供された情報であり、開示することによって救急業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 26 年 6 月 18 日、本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 実施機関による説明では、条例第 19 条第 6 号該当性について、「初診時傷病名、引継医師名は、救急業務遂行上必要な情報であって、医師等と実施機関との信頼関係に基づき提供された情報であり、開示することによって救急業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。」とあるが、非開示部分を開示することによって救急業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れとは、具体的にどのような事態を想定したものであるのかが明らかにされていない。

2 また、実施機関による説明では、「初診時傷病名については、（中略）この情報は、傷病者を医療機関（医師等）へ引き渡した時点で、症状や兆候から判断される医師の所見を聴取し記録している情報であり、種々の検査や様々な処置を行った後に医師等によって決定される確定診断名と異なり、傷病者が搬送された時点における『疑い』や『推定』の要素も含まれていると判断できる。このことから、傷病者本人や家族等への症状の医学的及び臨床的な説明資料としては適切でないと考える。」とあるが、症状の医学的及び臨床的な説明資料として、一部非開示決定とされた初診時傷病名の開示を求めているわけではない。

今回、非開示決定とされた初診時傷病名は、審査請求人の子が医療機関へ引き渡された時点においてどのような症状であったかを示す重要な個人情報である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 19 条第 2 号該当性について

引継医師氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、条例第 19 条第 2 号に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当せず、開示しないこととしたものである。

2 条例第 19 条第 6 号該当性について

救急活動記録については、総務省消防庁通知「救急業務の実施基準」第 23 条（平成 26 年 10 月改正前のもの。以下同じ。）により、救急活動を行った場合に救急活動概

要等を記録することと定められており、あわせて、傷病者を搬送し医療機関に引渡した場合は、傷病名、傷病程度等について医師の所見を聴取し記録しておくものとされている。このうち初診時傷病名については、統計資料として教育訓練体制の構築や救急施策に反映させるべき情報であると同時に、救急活動に使用する資材・器材の整備方針や救急体制を確立するために役立てている。

この情報は、傷病者を医療機関（医師等）へ引き渡した時点で、症状や兆候から判断される医師の所見を聴取し記録しているものであり、種々の検査や様々な処置を行った後に医師等によって決定される確定診断名と異なり、傷病者が搬送された時点における「疑い」や「推定」の要素も含まれていると判断できる。このことから、傷病者本人や家族等への症状の医学的及び臨床的な説明資料としては適切でないと考える。

また、引継医師は、傷病者を救急搬送する時における救急隊員の指導医として位置づけられること、救急救命士が高度な救急救命処置を行うためには医師の具体的な指示が必要とされることから、医師との信頼関係・連携強化はより重要度を増しており、医師等から提供される初診時傷病名は救急救命士をはじめとする救急隊員の傷病者観察及び処置能力の維持向上のための教育訓練体制の構築には必要不可欠な情報である。

以上のことから、初診時傷病名は医師等と実施機関との信頼関係に基づいて任意で提供された伝聞情報であり、実施機関が一方的に開示すると医師等との信頼関係が損なわれるおそれが生じ、今後、医療機関からの協力が得られなくなると、教育訓練を含む救急業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第19条第6号に基づき開示しないこととしたものである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などを勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 救急活動記録について

救急活動記録とは、総務省消防庁が定める救急業務の実施基準第23条に基づき、救急活動を行った場合に救急活動概要等を記録する目的で作成されるもので、初診時傷

病名等は統計資料及び救急活動体制の確立のために利用されている。

救急活動記録の記録項目は、「ア 救急活動に関する情報（覚知日、各活動時刻、距離、事故種別、活動区分、発生場所等）」、「イ 傷病者情報（住所、氏名、生年月日、年齢、性別、初診時傷病名等）」、「ウ 搬送先病院に関する情報（医療機関名、引継医師氏名、医療体制、診療科目、傷病種別等）」、「エ 事故概要」、「オ 救急活動内容（現場到着時所見、現場状況、処置内容等）」、「カ 同乗者の氏名」、「キ 任務従事者（役職及び氏名等）」、「ク 記録作成者（氏名）」等の各欄により構成されており、「初診時傷病名」欄には、実施機関の職員である救急隊員が搬送先の医療機関の医師から聴取した初診時傷病名を記録することとなっている。

実施機関は、本件決定において、「イ 傷病者情報（住所、氏名、生年月日、年齢、性別、初診時傷病名等）」欄の情報のうち「初診時傷病名」及び「ウ 搬送先病院に関する情報（医療機関名、引継医師氏名、医療体制、診療科目、傷病種別等）」欄の情報のうち「引継医師氏名」を非開示としている。

3 爭点

実施機関は、本件請求について、本件情報を特定した上で本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定を取り消し、全部を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、引継医師氏名の条例第19条第2号該当性、並びに引継医師氏名及び初診時傷病名の条例第19条第6号該当性である。

4 引継医師氏名の条例第19条第2号該当性について

(1) 条例第19条第2号の基本的な考え方について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 引継医師氏名の条例第19条第2号該当性について

引継医師氏名は、搬送先である医療機関の担当の医師氏名であるところ、当該情報そのものにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであ

ることから、条例第19条第2号本文に該当すると認められる。

しかし、医療法（昭和23年法律第205号）第14条の2第1項は、病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、診療に従事する医師の氏名等を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならないことを規定している。

したがって、引継医師氏名は、法令等の規定により開示請求者が知ることができると認められるため、条例第19条第2号ただし書アに該当する。

5 引継医師氏名及び初診時傷病名の条例第19条第6号該当性について

(1) 条例第19条第6号の基本的な考え方について

条例第19条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関しては、「ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならない。

(2) 引継医師氏名の条例第19条第6号該当性について

引継医師氏名については、上記4(2)のとおり、そもそも法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報であることから、これを開示したとしても、今後の救急業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(3) 初診時傷病名の条例第19条第6号該当性について

実施機関は、前記第4の2のとおり、初診時傷病名は搬送先の医療機関の医師と実施機関との間の信頼関係に基づいて任意で提供された情報であり、実施機関が初診時傷病名を一方的に開示すると搬送先の医療機関の医師との信頼関係が損なわれるおそれがあり、その結果、医療機関からの協力が得られなくなり、救急業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

これは、その後の検査を経て診断された傷病名と異なる初診時傷病名を開示した場合、傷病者が初診時の診断の信頼性を疑うことを医療機関が危惧するあまり、実施機関が搬送先の医療機関において担当の医師から初診時傷病名等を聴取する際、今後、医療機関からの協力が得られにくくなるとの趣旨であると解される。

しかしながら、そもそも初診時傷病名は、傷病者が医療機関に搬送された際、担当の医師によってその場で短時間でなされた診断に基づく傷病名であり、その後の

検査を経て診断された傷病名とは異なる場合があることは十分想定されるものである。

また、実施機関によると、「傷病種別」欄には、実施機関の職員である救急隊員が担当の医師から聴取した初診時傷病名を傷病種別分類表に当てはめた傷病種別の内容が記録されるとのことである。そして、この「傷病種別」欄に記録された内容から初診時傷病名を推測することができるが、本件決定において、「傷病種別」欄に記録された内容は既に開示されている。

以上のことから、初診時傷病名を開示すると、傷病者が当初の診断の信頼性を疑うことを医療機関が危惧するあまり、実施機関が搬送先の医療機関において担当の医師から初診時傷病名等を聴取する際、今後、医療機関からの協力が得られにくくなる相当の蓋然性があるとまでは認められない。

- (4) 以上の理由により、引継医師氏名及び初診時傷病名は、条例第 19 条第 6 号に該当しないと認められる。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 赤津加奈美、委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦
委員 重本達哉

(参考) 答申に至る経過

平成 26 年度諮問受理第 76 号

年 月 日	経 過
平成 26 年 8 月 26 日	諮問
平成 27 年 3 月 18 日	審議（論点整理）
平成 27 年 3 月 19 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 27 年 6 月 9 日	審査請求人意見陳述
平成 27 年 6 月 16 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 27 年 6 月 25 日	実施機関理由説明
平成 27 年 8 月 14 日	審査請求人から意見書の提出
平成 27 年 9 月 30 日	審議（答申案）
平成 27 年 10 月 14 日	審議（答申案）
平成 27 年 11 月 27 日	答申